

〔条例等の制定〕

（流通・取引対策①）

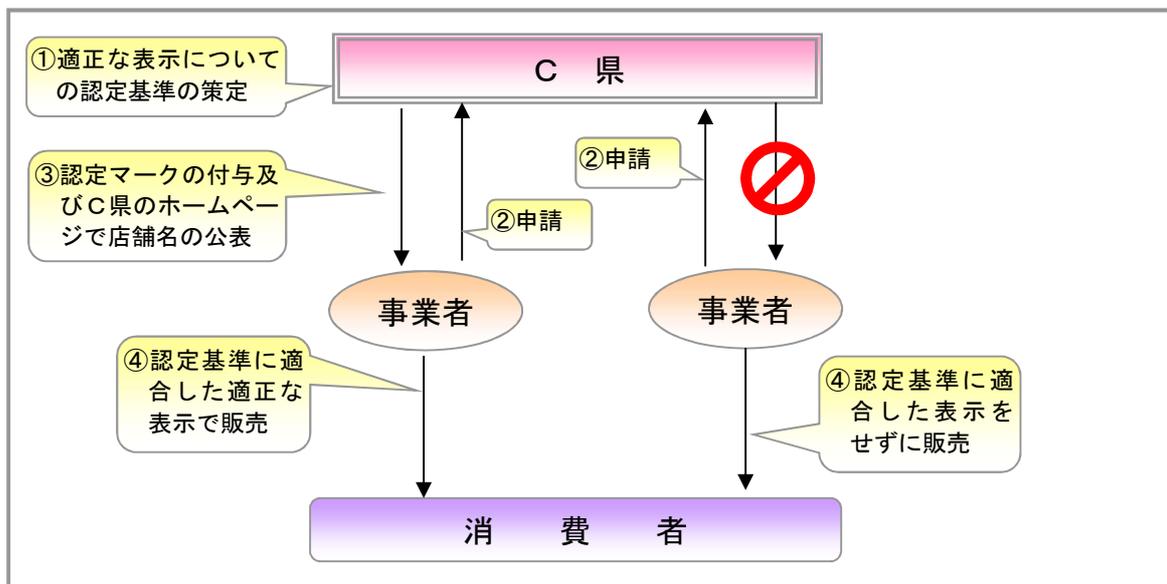
3 県によるガソリン小売価格表示を推奨するための認定制度の策定等について

県が、ガソリンスタンドの店頭における販売価格の表示の適正化を推進するため、一定の基準を設定し、これに合致する事業者を県が認定してその店舗名を公表することは、消費者に対してガソリンスタンドに関する合理的な選択を行うための必要な情報を与えることとなり、それによってガソリンスタンド間の競争を促進させることにつながり、消費者の利益にもなるものと考えられる。

1 相談の要旨

C県では、県内のガソリンスタンドの店頭における販売価格の表示の適正化を推進するため、事業者の申請を受けて、県が設ける販売価格の表示に関する基準に基づき、当該基準に適合する事業者を認定して認定マークを付与するとともに、当該事業者が運営する店舗名をC県のホームページ上で公表し、当該基準に適合しない事業者には認定マークを付与しないことを検討している。なお、販売価格の表示に関する基準は公表する予定だが、具体的な内容については検討中である。

この施策を講じることについて、独占禁止法上及び競争政策上問題ないか。



2 独占禁止法上及び競争政策上の考え方

(1) 本件は、ガソリンスタンドの店頭における販売価格の表示の適正化を推

進するために、県が設ける基準に合致する事業者に対して、県が認定マークを付与するとともに、その店舗名を公表するものである。

(2) 一般に、行政機関が実施する施策において、その方法等をどのように定めるかは、独占禁止法上の問題ではなく、当該施策の政策目的に基づく当該行政機関の判断に委ねられている。しかし、当該施策の制度設計や運用の方法によって特定の事業者が競争上著しく有利又は著しく不利になる場合には、市場における競争をゆがめ、その結果、価格やサービス面で消費者の不利益にもなりかねない。

(3) 本件において、C県は、ガソリンスタンドの店頭における販売価格の表示の適正化の推進を目的に、県が設ける基準に合致する事業者に対して県が認定マークを付与するとともに店舗名を公表することを検討しているが、その実施方法等をどのように定めるかは、独占禁止法上の問題ではなく、当該施策の政策目的に基づくC県の判断に委ねられている。

その上で、C県が、表示に関して基準を設けて適合する事業者に対して認定マークを付与し、店舗名を公表することは、消費者に対してガソリンスタンドに関する合理的な選択を行うための必要な情報を与えることとなり、それによってガソリンスタンド間の競争を促進させることにもつながり、消費者の利益にもなるものと考えられる。

3 結論

県が、ガソリンスタンドの店頭における販売価格の表示の適正化を推進するため、あらかじめ設けた基準に基づき、これに合致する事業者を認定して店舗名を公表することは、消費者に対してガソリンスタンドに関する合理的な選択を行うための必要な情報を与えることとなり、それによってガソリンスタンド間の競争を促進させることにもつながり、消費者の利益にもなるものと考えられる。